## <診断基準>

ペリー(Perry)症候群の診断基準

確実例を対象とする。

## A 症状

### 主要症状

- 1. 進行性のパーキンソニズム(左右対称性の事が多く、動作緩慢及び固縮に対してL-ドパに反応。初発症状は精神症状かパーキンソニズムでしばしば体重減少を伴う。L-ドパの反応性は一時的が多い。無反応もあり。)
- 2. アパシーやうつ病などの精神症状(自殺で死亡例もあり、パーキンソン病と比較するとうつは重症)
- 3. 中枢性呼吸障害あるいは低換気障害(比較的進行期に出現することが多く、無呼吸に至り、この低換気が死に至らせしめる。睡眠時無呼吸の原因になる。)
- 4. 体重減少(3年で10-20kgの減量、1例を除き3年で20kgの体重減少を認める。あるいは早いケースでは2 ヶ月で10kgの体重減少を認める。)

#### 支持症状

- 1. パーキンソン症候群、うつ病などの精神症状、あるいは原因不明の突然死の家族歴がある。
- 2. 急速な症状の進行を認める。(月から年単位の進行性)
- 3. 発症が50歳以前(発症年齢に関しては発症年齢平均46±6.6歳。)
- 4. 夜間呼吸障害に伴う睡眠障害(夜間に限った呼吸障害でそのため睡眠障害を来す。)
- 5. 日中の過睡眠(過度な日中の過睡眠。Epworth Sleepiness Scale (ESS)で score が 10 ポイント以上)
- 6. 自殺念慮、自殺企図
- 7. 自律神経障害(起立性低血圧)

### B 検査項目(遺伝子変異及び病理所見)

- 1. DCTN1 遺伝子の変異陽性
- 2. 神経病理学的検討で黒質の神経細胞死、TDP-43 陽性の細胞質封入体(黒質、線条体、青斑核、縫線などの広範囲な神経細胞の脱落。抗ユビキチン抗体および抗 TDP-43 抗体で染色される神経細胞質内に凝集体が認められ、時に神経細胞核にも抗 TDP-43 抗体で染色される凝集体が認められる)

## C検査所見

- 1. 頭部 MRI/CT は正常
- 2. ポリソムノグラフィーで中枢性低換気の証明および睡眠 stage 3/4、REM 睡眠の減少
- 3. MIBG 心筋シンチグラフィーで MIBG の心筋への取り込み低下
- 4. 脳血流シンチグラフィーで前頭側頭葉の血流低下

## D 診断

- 確実:主要症状の1)進行性のパーキンソニズムを認め、主要症状の2)-4)のうち2項目を伴い、支持症状のうち2 項目以上伴い遺伝子変異を認めるか、神経病理で特異的な所見を認めること。
- **<u>ほぼ確実</u>**: 主要症状の1)進行性のパーキンソニズムを認め、主要症状の2)-4)のうち2項目を伴い、支持症状の うち2項目以上伴うこと。
- 可能性がある: 主要症状の1)進行性のパーキンソニズムを認め、主要症状の2)-4)のうち1項目を伴い、支持症状か検査項目のうち3項目以上伴うこと。

## <重症度分類>

以下のいずれかを満たす場合を対象とする。

- ① Hoehn-Yahr 重症度分類を用いて3度以上。
- ②modified Rankin Scale (mRS)、食事・栄養、呼吸のそれぞれの評価スケールを用いて、いずれかが3以上。
- ①Hoehn-Yahr 重症度分類
  - 1度 一側性障害のみ. 通常、機能障害は軽微またはなし.
  - 2 度 両側性の障害があるが、姿勢保持の障害はない. 日常生活、就 業は多少の障害はあるが行いうる.
  - 3 度 立ち直り反射に障害が見られる. 活動はある程度は制限されるが 職種によっては仕事が可能であり、機能障害は、軽ないし中程度 だがまだ誰にも頼らず一人で生活できる.
  - 4 度 重篤な機能障害を有し、自力のみによる生活は困難となるが、ま だ支えなしに立つこと、歩くことはどうにか可能である.
  - 5 度 立つことも不可能で、介助なしにはベッドまたは車椅子につききりの生活を強いられる。

②modified Rankin Scale(mRS)、食事・栄養、呼吸のそれぞれの評価スケールを用いて、いずれかが3以上を対象とする。

### 日本版modified Rankin Scale (mRS) 判定基準書

modified Rankin Scale

寝たきり、失禁状態、常に介護と見守りを必要とする

参考にすべき点

0\_ まったく症候がない 自覚症状および他覚徴候がともにない状態である

1\_ 症候はあっても明らかな障害はない: 自覚症状および他覚徴候はあるが、発症以前から行っていた仕

日常の勤めや活動は行える 事や活動に制限はない状態である

2 軽度の障害: 発症以前から行っていた仕事や活動に制限はあるが、日常生活

発症以前の活動がすべて行えるわけではないが、自分の身の は自立している状態である

回りのことは介助なしに行える

3\_ 中等度の障害: 買い物や公共交通機関を利用した外出などには介助を必要とす

何らかの介助を必要とするが、歩行は介助なしに行えるるが、通常歩行、食事、身だしなみの維持、トイレなどには介助

を必要としない状態である

4\_ 中等度から重度の障害: 通常歩行、食事、身だしなみの維持、トイレなどには介助を必要

歩行や身体的要求には介助が必要であるとするが、持続的な介護は必要としない状態である

重度の障害: 常に誰かの介助を必要とする状態である

6\_ 死亡

### 日本脳卒中学会版

# 食事·栄養(N)

- 0. 症候なし。
- 1. 時にむせる、食事動作がぎこちないなどの症候があるが、社会生活・日常生活に支障ない。
- 2. 食物形態の工夫や、食事時の道具の工夫を必要とする。
- 3. 食事・栄養摂取に何らかの介助を要する。
- 4. 補助的な非経口的栄養摂取(経管栄養、中心静脈栄養など)を必要とする。
- 5. 全面的に非経口的栄養摂取に依存している。

# 呼吸(R)

- 0. 症候なし。
- 1. 肺活量の低下などの所見はあるが、社会生活・日常生活に支障ない。
- 2. 呼吸障害のために軽度の息切れなどの症状がある。
- 3. 呼吸症状が睡眠の妨げになる、あるいは着替えなどの日常生活動作で息切れが生じる。
- 4. 喀痰の吸引あるいは間欠的な換気補助装置使用が必要。
- 5. 気管切開あるいは継続的な換気補助装置使用が必要。

# ※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近6ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。